

富士見市議会6月定例会 提出予定議案

開会日：令和7年6月3日（火）予定

合計18件（内訳：条例5件、予算1件、工事2件、専決処分3件、報告6件、
諮問1件）

【条例】

議案第59号 富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第63号 富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度
に関する条例の制定について

【予算】

議案第64号 令和7年度富士見市一般会計補正予算（第1号）

【工事】

議案第65号 工事変更請負契約の締結について

議案第66号 工事変更請負契約の締結について

【専決処分】

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて

議案第68号 専決処分の承認を求めることについて

議案第69号 専決処分の承認を求めることについて

【報告】

報告第2号 令和6年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和6年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計

繰越明許費繰越計算書について

報告第 5 号 令和 6 年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計

繰越明許費繰越計算書について

報告第 6 号 令和 6 年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 7 号 令和 6 年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

【諮問】

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

議案第59号

定 例 議 会 提 出 条 例 要 旨

担 当 部 課 名	市民部 税務課
議 案 名	富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	地方税法の一部改正に伴い、富士見市税条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	(1) 個人市民税 特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除に係る規定、公的年金受給者の申告義務に係る規定及び扶養親族等申告書に係る規定を整備するものです。 (2) 市たばこ税 加熱式たばこの課税標準の見直しに伴い、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算に係る規定を整備するものです。
施 行 日	(1) 令和8年1月1日 (2) 令和8年4月1日

議案第60号

定 例 議 会 提 出 条 例 要 旨

担 当 部 課 名	子ども未来部 保育課
議 案 名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	小規模保育事業所が適切に確保しなければならないとされている連携協力を行う保育所、幼稚園などの連携施設について、その協力内容や確保などの条件等を、次のとおり改正するものです。 (1) 保育の内容に関する支援について 保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。 (2) 代替保育について 代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とする。 (3) 経過措置 連携施設を確保しないことができる経過措置の期間が平成27年4月1日施行から令和7年3月31日までの10年間となっているが、これを令和12年3月31日までの15年間に延長する。
施 行 日	公布の日

議案第61号

定 例 議 会 提 出 条 例 要 旨

担 当 部 課 名	子ども未来部 保育課
議 案 名	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	小規模保育事業所が適切に確保しなければならないとされている連携協力を行う保育所、幼稚園などの連携施設について、その協力内容や確保などの条件等を、次のとおり改正するものです。 (1) 保育の内容に関する支援 保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。 (2) 代替保育 代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とする。 (3) 経過措置 連携施設を確保しないことができる経過措置の期間が平成27年4月1日施行から令和7年3月31日までの10年間となっているが、これを令和12年3月31日までの15年間に延長する。
施 行 日	公布の日

議案第62号

定 例 議 会 提 出 条 例 要 旨

担 当 部 課 名	建設部 建築指導課
議 案 名	富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見上南畑地区地区計画の都市計画決定に伴い、富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	(1) 第5条に建築物の建蔽率の最高限度の規定を追加するものです。 (2) 別表第1中の適用区域に「富士見上南畑地区地区整備計画区域」を追加するものです。 (3) 別表第2中の「富士見上南畑地区地区整備計画区域」のA地区、B地区を追加し、次の制限を定めるものです。 ・ 建築物の用途の制限 ・ 建築物の建蔽率の最高限度 ・ 建築物の敷地面積の最低限度 ・ 建築物の高さの最高限度 ・ 壁面の位置の制限
施 行 日	令和7年8月1日

議案第63号

定 例 議 会 提 出 条 例 要 旨

担 当 部 課 名	都市整備部 都市計画課
議 案 名	富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見上南畑地区地区計画において、「建築物の緑化率の最低限度 25%」と定めて当該地における緑地の確保及び企業における緑化の推進を図るため制定するものです。
主な制定内容	(1) 目的 (第1条) 条例制定の目的を明らかにします。 (2) 定義 (第2条) 条例における用語の定義を定めます。 (3) 適用区域 (第3条) 緑化率の最低限度を適用する区域を定めます。 (4) 建築物の緑化率の最低限度 (第4条) 緑化率の最低限度及び適用しない建築物を定めます。 (5) 許可による特例 (第5条) 建築物の緑化率の最低限度を適用しない特例について定めます。 (6) 違反建築物に対する措置 (第6条) 違反している事実があると認めるときの措置について定めます。 (7) 報告及び立入検査 (第7条) 建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合等を報告させることや工事現場に立ち入り、検査について定めます。 (8) 緑化施設の管理 (第8条) 緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理することを定めます。 (9) 建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付 (第9条) 建築物の緑化率の最低限度に適合していることを証する書面を交付することを定めます。 (10) 委任 (第10条) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。 (11) 罰則 (第11条) 違反や虚偽の報告等を行った者に対する罰則について定めます。
施 行 日	令和7年8月1日

議案第64号

定 例 議 会 提 出 予 算 概 要

担 当 部 課 名	政策財務部 財政課
会 計 種 別	令和7年度富士見市一般会計補正予算（第1号）
要 旨	補正予算額 1,259万円 （補正後の歳入歳出予算総額 436億1,933万3千円）
主 な 内 容 （ 特 徴 点 ）	今回の補正予算は、市役所分館への外壁ネット施工の実施のほか、市道第225号線整備に係る用地測量や物件補償などの実施が主な内容となっています。
項 目 詳 細	
歳入予算の補正内容	
1 国庫支出金 200万7千円 2 繰入金 △1,011万7千円 3 市債 2,070万円	
歳出予算の主な補正内容	
1 庁舎維持管理事業（公共施設マネジメント課） 709万5千円 外壁タイルに割れや浮きが確認された市役所分館の全面に外壁ネットを施工するための補正	
2 生活道路整備事業（道路治水課） 2,454万6千円 市道第225号線整備に係る用地測量や物件補償等を実施するための補正	

令和7年度一般会計補正予算（第1号）

1 補正予算（第1号）の概要

今回の補正予算は、市役所分館への外壁ネット施工の実施のほか、市道第225号線整備に係る用地測量や物件補償などの実施が主な内容となっています。

（単位 千円）

2 歳入歳出予算の補正

（1）歳入歳出予算補正額 12,590
補正後累計額 43,619,333

（2）歳入の内容

ア 国庫支出金 2,007
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（福祉政策課） 2,007

イ 繰入金 △10,117
財政調整基金繰入金（財政課） △10,117
・補正後繰入額 1,512,188（令和7年度末基金残高見込 3,201,687）

ウ 市債 20,700
地方道路等整備事業債（財政課） 20,700

（3）歳出の内容

ア 庁舎維持管理事業（公共施設マネジメント課） 7,095
外壁タイルに割れや浮きが確認された市役所分館の全面に外壁ネットを施工するための補正

イ 電子計算組織運営事業（ICT推進課） △27,870
令和7年4月に締結した庁内 LAN 用パソコンのリースに係る契約差金を減額するための補正

ウ スポーツ施設維持管理事業（文化・スポーツ振興課） 2,024
不具合が生じた市民総合体育館の防火扉及び防火シャッターを改修するための補正

エ 生活保護費支給事業（福祉政策課） 3,151
生活保護基準額の改定等に伴い、生活保護システムを改修するための補正
【特定財源：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国） 2,007】

オ 生活道路整備事業（道路治水課） **24, 546**

市道第225号線整備に係る用地測量や物件補償等を実施するための補正

【特定財源：地方債 20,700】

カ 公民館施設維持管理事業（鶴瀬公民館） **1, 210**

不具合が生じたホールの客席扉を改修するための補正

キ 学校給食事業（学校給食センター） **2, 434**

不具合が生じた排水処理施設内のポンプ等を改修するための補正

3 地方債の補正

（1）地方道路等整備事業債（財政課）

市道第225号線の整備に係る物件補償のために増額するもの

・（補正前）137,200 → （補正後）157,900 （+20,700）

議案第65号**定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨**

担 当 部 課 名	教育部 教育政策課
議 案 名	工事変更請負契約の締結について
工 事 名	市立水谷中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）
内 容	・ 施工場所 富士見市大字水子地内 ・ 履行期限 令和8年1月30日 ・ 請負金額 456,715,600円 ・ 変更請負金額 484,193,600円 ・ 請負業者 埼玉県川越市大字鯨井1086番地 三ツ和総合建設業協同組合埼玉西支店 支店長 吉 田 昌 弘
変 更 理 由	令和7年3月13日に契約を締結した「市立水谷中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）」について、労務単価が上昇したため。

議案第66号**定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨**

担 当 部 課 名	教育部 教育政策課
議 案 名	工事変更請負契約の締結について
工 事 名	市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）
内 容	・ 施工場所 富士見市大字勝瀬地内 ・ 履行期限 令和8年1月30日 ・ 請負金額 234,075,600円 ・ 変更請負金額 246,406,600円 ・ 請負業者 富士見市鶴馬三丁目33番9号鶴馬マンション201号 斎藤工業株式会社埼玉西営業所 所長 鈴 木 純
変 更 理 由	令和7年3月13日に契約を締結した「市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）」について、労務単価が上昇したため。

議案第67号

定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨

担 当 部 課 名	市民部 税務課
議 案 名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例の一部を改正する条例)
要 旨	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日付けで公布されたこと等に伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものです。 (令和7年3月31日付けで専決処分)
主な改正点	(1) 軽自動車税において、原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分の見直しに伴い、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪車に係る規定を整備するものです。 (2) 軽自動車税において、特定免許情報記録個人番号カード（通称「マイナ免許証」）の運用開始に伴い、身体障がい者等が軽自動車税種別割の減免申請時に提示する運転免許証に係る規定を整備するものです。 (3) 大規模修繕工事等が行われたマンションに係る固定資産税の減額申告について、マンション管理組合の管理者等からの申告書の提出に係る規定を整備するものです。
施 行 日	令和7年4月1日

議案第68号**定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨**

担 当 部 課 名	市民部 税務課
議 案 名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)
要 旨	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日付けで公布されたこと等に伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものです。 (令和7年3月31日付けで専決処分)
主な改正点	(1) 都市計画税の課税標準に関する特例のうち、いわゆる「わがまち特例」に関する規定について、項文中で引用する適用条項の改正を行うものです。
施 行 日	令和7年4月1日

議案第69号**定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨**

担 当 部 課 名	市民部 保険年金課
議 案 名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
要 旨	地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日付けで公布されたことに伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものです。 (令和7年3月31日付けで専決処分)
主な改正点	軽減判定基準の一部の額の改正 ① 5割軽減 29万5千円を30万5千円に改めるものです。 ② 2割軽減 54万5千円を56万円に改めるものです。
施 行 日	令和7年4月1日

報告第2号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和6年度富士見市一般会計継続費繰越計算書
要 旨	令和5年度及び令和6年度富士見市一般会計当初予算において設定した継続費について、次のとおり令和7年度に逡次繰越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告をするものです。
主 な 内 容 (特徴点)	令和6年度から令和7年度に逡次繰越した事業は2事業、繰越額は190万2,200円です。 1 市民健康づくり事業 36万5,000円 第2期富士見市健康増進計画及び第3期富士見市自殺対策計画策定支援業務委託 2 公園・緑地維持管理事業 153万7,200円 生物モニタリング調査業務委託

報告第3号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和6年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書
要 旨	令和6年度富士見市一般会計補正予算において設定した繰越明許費について、次のとおり令和7年度に繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものです。
主 な 内 容 (特徴点)	令和6年度から令和7年度に繰越した事業は14事業、繰越総額は16億6,997万5,632円です。 1 みずほ台コミュニティセンター維持管理事業 1,270万4,000円 市立みずほ台コミュニティセンター長寿命化改修工事設計業務委託 2 スポーツ施設維持管理事業 1,850万8,300円 市立富士見ガーデンビーチ解体工事 3 富士見市議会議員一般選挙事業 795万7,748円 富士見市議会議員一般選挙の実施に係る経費

	4 物価高騰重点支援給付金支給事業（令和6年度住民税非課税世帯等（追加分）） 住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金の支給 1 億 2,997 万 1,584 円
	5 健康増進センター施設維持管理事業 市立健康増進センター高圧交流負荷開閉器更新工事 283 万円
	6 農地耕作条件改善事業 農地耕作条件改善のためのほ場整備 810 万 8,050 円
	7 道路修繕事業 市道第 5101 号線（大字勝瀬地内）道路整備工事等 4,695 万 2,000 円
	8 生活道路整備事業 市道第 225 号線（大字勝瀬地内）道路整備 99 万 4,950 円
	9 公園・緑地維持管理事業 羽沢 1 丁目多目的広場撤去及び遊具移設工事 912 万 5,000 円
	10 鶴瀬駅東口整備事業 鶴瀬駅東口駅前広場整備工事（第 4 期）（B シェルター残整備工事） 4,500 万円
	11 学校施設整備事業（小学校費） みずほ台小学校区テレビ共同受信施設改修工事 738 万 1,000 円
	12 学校施設整備事業（中学校費） 勝瀬中・水谷中学校長寿寿命化工事（第 2 期） 13 億 2,131 万 2,000 円
	13 学校施設整備事業（特別支援学校費） 富士見特別支援学校 3 階教室化改修工事 5,693 万 1,000 円
	14 公民館施設維持管理事業 市立水谷公民館高圧ケーブル更新工事 220 万円

報告第4号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）により令和7年度に繰り越した予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものです。
主な内容 （特徴点）	令和6年度から令和7年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅西口土地区画整理事業 6,160,000円 (内訳) ・作成委託（1件分）

報告第5号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）により令和7年度に繰り越した予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものです。
主な内容 （特徴点）	令和6年度から令和7年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 87,467,000円 (内訳) ・作成委託（2件分） ・公共施設整備工事（1件分） ・解体工事（1件分） ・物件補償料（1件分）

報告第6号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 水道課
会計種別	令和6年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書
要 旨	建設改良費3億5,324万3,000円を令和7年度へ繰越しするものです。
主 な 内 容 (特徴点)	工期延長に伴い、浄水場改良費の工事1件、配水管改良費の工事2件について、令和7年度へ繰越しするものです。 1 浄水場改良費 (1) 水谷浄水場次亜注入設備更新工事 77,400,000円 2 配水管改良費 (1) 送水管布設(富士見上南畑地区産業団地整備事業)工事 187,387,000円 (2) 配・給水管布設(富士見上南畑地区産業団地整備事業)工事 88,456,000円

報告第8号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 下水道課
会計種別	令和6年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書
要 旨	建設改良費3億6,424万円を令和7年度へ繰越しするものです。
主 な 内 容 (特徴点)	公共下水道建設事業の委託2件、工事5件及び特定環境保全公共下水道建設事業の工事1件について、令和7年度へ繰越しするものです。 1 公共下水道建設事業費 (1) 公共下水道管渠調査業務委託(その2) 1億50万円 (2) 出口ポンプ場更新工事監理業務委託 276万円 (3) 下水道施設改築・修繕工事(その1) 5,800万円 (4) 下水道施設改築・修繕工事(その2) 4,000万円 (5) 汚水管渠布設替工事 3,800万円 (6) 出口ポンプ場更新工事 6,757万円 (7) 桜井雨水ポンプ場更新工事 4,641万円 2 特定環境保全公共下水道建設事業費 (1) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 1,100万円

諮問第 1 号**定 例 議 会 提 出 案 件 要 旨**

担 当 部 課 名	協働推進部 人権・市民相談課
案 件 名	人権擁護委員の推薦について
内 容	人権擁護委員山岸仁史氏の任期が令和 7 年 9 月 3 0 日で満了となるため、再び同氏を推薦することについて意見を求めるものです。